

平成15年5月26日

各位

住友信託銀行株式会社
(コード番号：8403)

ストックオプション(新株予約権)の発行について

当社は本日開催の当社取締役会において、ストックオプション制度導入のため、商法第280条ノ20および第280条ノ21に規定する新株予約権を無償にて発行することの承認を求める議案を平成15年6月27日開催予定の当社第132期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

金融自由化に即した自己変革を進め、企業価値の拡大を図る観点から、取締役、執行役員及び使用人の意欲や士気を高め、当社業績の向上については株主の皆様の利益に資することを目的として取締役、執行役員及び使用人の一部の者に対して、ストックオプション制度を導入するためであります。

・新株予約権の要領

1. 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式

2. 新株予約権の目的たる株式の数

合計1,500,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収併合もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整をすることができるものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

合計1,500個を上限とする。(新株予約権1個あたりの目的たる株式の数1,000株。ただし、株式分割又は株式併合を行なった場合は、上記2と同様の調整を行なう。)

4. 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

5. 新株予約権の行使に際する払込金額

新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの行使価額に3.に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当りの行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行日における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値を下回る場

合は、当該終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、当社が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価格で株式を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの行使価額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式併合の場合は減少株式数を減じる)}}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権行使期間

平成17年7月1日から平成19年6月30日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使期間中であればいつでも権利行使を行うことができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。（相続不可）
- (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- (4) その他の条件については、本株主総会及びその後開催される取締役会決議により決定し、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるものとする。

8. 新株予約権の消却事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書の議案につき株主総会で承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 新株予約権者が7.(1)又は(4)の条件を満たさない状態になり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。

（注）上記の内容については、平成15年6月27日開催予定の当社第132期定時株主総会において「当社の取締役、執行役員及び使用人の一部の者に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が決議されることを条件としております。

以上

< 本件照会先 > 広報室 03 - 3286 - 8146